

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

憲法第九条の戦争放棄の規定  
によって、他国の防衛までを  
やるということは、どうしても  
憲法九条をいかに読んでも  
読み切れない

昭和47年9月14日 吉國 長官答弁

- 外国の侵略が現実に起こった場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。  
その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する解釈の論理の根底でございます。
- その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が侵略されているということは、まだ日本国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。  
日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動する。

## 昭和47年5月1日 富田次長答弁

- 連帯的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない
- (わが国に武力攻撃が発生した場合においてのみ武力の行使が許されるというのが)憲法のぎりぎりの解釈

## 昭和56年6月3日 角田 長官答弁

- 集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます
- 集団的自衛権は一切行使できない
- 日本の集団的自衛権の行使は絶対できない

## 昭和56年6月3日 角田 長官答弁

稲葉委員

いわゆる他衛、他を守るということは自衛だ  
というふうになってくるのじゃないですか。  
・・・(略) 外国が侵害を受けている...その結果として日本の国家の存立や何かに關係するという場合でも、日本は何もできないということですか。

角田長官

わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを申し上げたわけあります。

## ○宮崎参考人（※元内閣法制局長官）

次に、四十七年政府意見書とはどういうものかであります。

限定的な集団的自衛権なら合憲であり得るといいます。主張は、まず、四十七年意見書の文言 자체に反します。同意見書は、結論として、「したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」としているのでありますし、留保なしに、論理的帰結として記述しています。どうしてこの文書を集団的自衛権認定の根拠として使えるのでありますようか。

文言に反するさらなる点を指摘します。  
同意見書は、九条も、我が国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでを放棄していないことは明らかであるが、しかしながら、それは、あくまで外国の武力攻撃によって國民の生命・身体・幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであると指摘しています。

この部分は、昨年七月一日の閣議決定にもそのとおり引用され、この基本的論理は、憲法九条のもとでは今後とも維持されなければならないと言われています。

この「**外国の武力攻撃**」とは何を指すかであります。外国とは相対的な概念でありますから、その後に「國民」とありますので、それとの関係において考えるしかありません。つまり、**外国の我が國に対する武力攻撃**によつて我が國民のと読むしかないのです。

四十七年意見書と同趣旨を述べている平成十六年六月十八日答弁書のとあります。そこには、「外部からの武力攻撃によつて國民の生命や身体が」と言っています。これは同じことなんですが、これを見れば、外部から我が国に向けてなされる武力攻撃のことだけを指していることはより明白であります。

ところが、現在の政府答弁は、四十七年意見書に我が国に対すると明白には書かれていないから、「**外国の武力攻撃**」とある表現には、我が国と密接な関係にある外國に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年

見解との連續性があると主張しているわけですが、これは、いわば、黒を白と言いくるめる類いと言えません。

同年意見書における集団的自衛権違憲との結論は、その文章構成自体からも、論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、いわば臨時的な当てはめの結果などと解する余地は全くないと思います。

次に、さらに、四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します。

まず、四十七年意見書がなぜ参議院決算委員会に提出されたのかのいきさつであります。

これに先立つ同年五月と九月に、野党の水口委員という方が、当時の法制次長と法制局長官に対し、集団的自衛権についての論争を挑みました。これに対して当時の真田次長、吉岡長官は、最高裁の砂川判決で自衛権が承認されておりますと紹介しつつ、ある他国が仮に我が国と連帶的関係にあったからといって、我が国自体が侵害を受けた場合にいかかわらず、我が国が武力をもつてこれに参加するということは、よもや憲法九条が許しているとは思えない、論理的帰結として、いわゆる集団的自衛権の権利は行使できない、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として申し上げているつもりと繰り返し答弁しました。

それに対し、質問者から、それではその点明確に文書で回答願いたいとの要求があり、それに対しても政府の回答として出されたのが、この四十七年政府意見書なのであります。だからこそ、その意見書は、冒頭に、政府は、従来から一貫して、いわゆる集団的自衛権を行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであつて許されないとの立場に立つてゐるが、これは次のような考え方に基づくものであるとの書き出しをもつて始まっているのです。

さて、四十七年見解の後について見ても、集団的自衛権は、論理的に、留保なしに憲法に違反するというのが政府の一貫した明示の立場であります。

一例だけ申し上げます。

そこで、四十七年見解の後について見ても、集団的自衛権は、論理的に、留保なしに憲法に違反するものが、憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべきものであることを述べました。

平成十六年六月、先ほど申しましたように、島聴議員という方から質問主意書が出され、政府から正式な答弁書が出されております。同議員は、

ちょっとと省略しますが、場合を限局して、限つて集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることができないかと質問しているのですが、同答弁書は、先ほど述べたとおり、四十七年政府意見書とまさに同一の論理でこれを否定しているのであります。

今回の法案は、昨年の閣議決定で決めた「我が國の存立が脅かされ、」云々を存立要件と称し、集団的自衛権の行使が限定的である歯どめだとされています。しかし、いわゆるホルムズ海峡の答弁や、米軍の存在が我が国の死活的利害であるとの外務大臣答弁を見れば、この要件が何らの歯どめになつていなくては既に明らかになつていて私は思います。

最近、政府当局者は、自國を守るために集団的自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、後者をフルスペックの集団的自衛権と称し、前者は合憲、後者は違憲と言っています。しかし、**自国防衛**と称して、**攻撃**を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。

また、自國の利益とかかわりのない、あるいは希薄な集団的自衛権などといふものが、かつて主張されたことがあつたでしょうか。どこの国も、自國の死活的な利益にかかわると称して集団的自衛権行使の軍を出しているのであります。

かようなもののだけをフルセット集団的自衛権と定義するなどは虚構であり、まして、四十七年政府意見書を含む累次の政府見解が違憲と言つてたのは、このフルスペックの集団的自衛権のことであつたなどというのは、歴史を甚だしく歪曲するばかりか、仮にそうであるならば、従来の政府解釈を変更したというみずからの説明との矛盾も來すものであります。

以上、集団的自衛権の行使容認は、限定的と称するものを含めて、従来の政府見解とは相入れないものであつて、これを内容とする今回の法案部 分は、憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべきものであることを述べました。

※P.4 平成16年6月18日  
答弁一一四号



角田氏（96年撮影）は法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を認めないなら、憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも答弁している

「ここに書かれている『外國の武力攻撃』は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は當時はなかつた。これを根拠に憲法改憲なんて事にも思つてはなかつた。いやあ、よく振り出したるものだね」

角田氏の話を裏付ける別の証拠もある。

そもそも72年10月7日に同年9月14日の参院決算委員会での社会党議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。そこでは、角田氏の上司で「見解」作成の最高責任者だった吉田一郎法制局長官（2011年に死去）が、こう答弁しているのだ。

「他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているといふといふは、まだわが国

民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないからといって、まだ日本が自衛の措置をひしる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ」

他国ではなく日本そのものが攻撃されない限り自衛の措置をこれまでいじり、ハッキリと言つてはいる。吉田長官は、「こんな強い言葉も使っていいだ。

今わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるとどうりいふは、どうしても憲法九条をいかに読んででも読み切れなじ（同）。

これらの答弁をまとめると、ものこそが「見解」なのだ。前出の小西議員は8月3日の参院決算委員会で吉田氏の答弁について横田法制局長官を問い合わせたが、横田氏は「72年当時の事実認識が、近時の安全保障環境の変化によって変わった」などと

語り返すばかりだった。小西議員がこう憤る。

「横田氏は集団的自衛権の行使を認める論理は『見解』を作った担当者の頭の中にあつたと答弁していましたが、吉田長官の答弁に加えて、吉田氏本人の証言で、まったくのインチキが聲量してしまつた」。まさに法律的

安全性の否定そのものです。

官僚たちじりの議論をするど、みんな書かれて口に出る。法案が通惑だとかわっているんです。安価な権は、安倍政権による事実上のアテナにはかなわない」

日本はいつから、いか

に危ない。国になつてしまつたのが。

す。ガヘヘヘ

発言自体が清宮の耳に入ることはないのだが、執拗

な内情真にも怪物はびくともしない。そして無死一墨で迎えた第2打席、清宮は失投を見逃さず、ライト

スタンドへアーチをかけた。

「相手投手の握りがチ

エンジニアブはかつたんで入つたと思ひました。映画みたいに、ちょっとの時間、空白があつて、ワーンという大歎声が聞こえてきた。想像してはいたのとはちがつと違う感じでした」

投手の握りを一瞬で確認して狙い打つとは、どんな動体権力をしているのか。くだらぬじ記者の質問にはさらりと答へ、的を射た

# 直撃本誌特集「集団的自衛権は想定外」

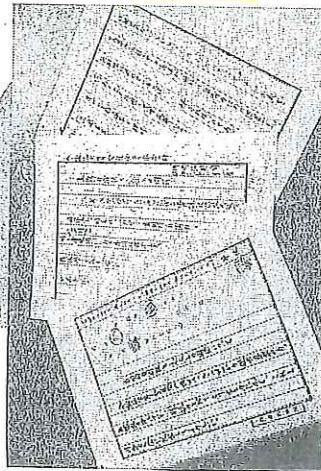
本誌特集

## 政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官（52）が露白

安保連連系の致命的なところが、また一つ明らかになった。

安倍政権が集団的自衛権行使容認のよりどころとする、内閣法制局作成の「1972年政府見解」（以下、「見解」）。作成に携わった幹部でただ一人存命の角田

裕次郎・元内閣法制局長官



が、本誌の直撃に長い沈黙を破つた。

当時、田中角栄政権で憲法解釈を担当する法制局第一課長として「見解」の作成に関わり、その後は最高裁判事などを歴任した角田氏。「見解」について、こう明言した。

「集団的自衛権をいかで認めらるるなどいう考え方方は、当時は全然なかつた。与党、野党、内閣法制局を含めてね」

8月13日、都内の自宅で取材に応じた角田氏。軽く手で胸のギブスが痛々しがつたが、口調は明快だった。

「40年以上前にことだから」とこれまで取材を断つてきたところ「1972年政府見解」の原本の写し小西

が、自身の印鑑も押された手書きの「見解」の写しを見せるが、ボシボシと胸の内を語り始めた。

「重大な案件なら、法制局内でも、総理や官房長官との間で議論しながら」をすがに覚えてはいるはずだが、記憶はない。当時はあまり問題にならなかつたんだとして、集団的自衛権が何らかの形で認められるなんてどう考へてもなかつたし、そういう主張をした人もいなかつた」

記憶にないのも無理はない。「見解」は、集団的自衛権の行使はできないという従来の憲法解釈を述べたものにすぎず、目新しいものではなかつたからだ。

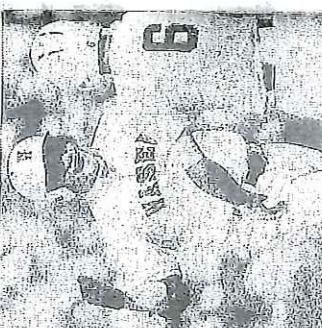
ところが昨年、2年ぶりに「見解」を差掲げた安倍政権は、こゝに集団的

自衛権の行使を肯定容認する考え方があるとしているが、眞道の主張を始めた。元衆院議員で、国会でこの問題を追及してきた民主党の小西洋之参院議員が解説する。

「見解」には「外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえられる」場合に自衛のための措置が容認されることが書かれている。「外國の武力攻撃」が日本へのものと明言されていないのに日をつけた安倍政権は、同盟国などへの攻撃も日本の自衛の措置の対象に含まれる場合があることを張しているのです。

「こうした安倍政権の理屈を説明するが、角田氏は苦笑してこう切り捨てた。

「横田（裕次郎・現法制局長官）君がそう言つてはいるの? そういう分析をした記憶はないし、そういう理解はなかつたと思いますね。」



## 「横田が見えた」清宮の動体権力

それにも大物である。改めて紹介するまでもなく、早稻田実業の1年生、清宮幸太郎（16）である。

甲子園初戦（阪神今治西）の試合後、憤慨の舞台に立ち、安打を放つた懸念を開かれた清宮は、

「甲子園は格が違いますね。ヒット一本くらい打たなきゃ示しがつかない」

そう言つてのけた。しかし、何より格の違いを見つけるのは清宮自身だ。

各校が徹底研究し、清宮は弱点とされるインコースを攻め抜けられた。相手投

手のコントロールが狂えば体に当たる。初戦、2回戦と清宮は二つの死球を受け、3回戦の東海大甲府戦でも、第1打席は死球だつた。

その日の試合前、東海大甲府の村中秀人監督は、怪

物1年生を挑戦するような誓言を連発してした。

「イノコースを攻めます。内の中もボールを打ち返したり、拍手しゃべつた。（高校時代に村中監督と同級生だった）原辰徳より上だとね。（身長184㌢で一

墨の守備が不文律される清宮に対し）パンツお粗いも

す。ガヘヘヘ

発言自体が清宮の耳に入ることはないのだが、執拗な内情真にも怪物はびくともしない。そして無死一

墨で迎えた第2打席、清宮

は失投を見逃さず、ライト

スタンドへアーチをかけた。

「相手投手の

握りがチ

エンジニアブはかつたんで入つたと思ひました。映画

みたいに、ちょっとの時間、

空白があつて、ワーン

いう大歎声が聞こえてきた。

想像してはいたのとはちがつと違う感じでした」

投手の握りを一瞬で確認して狙い打つとは、どんな動体権力をしているのか。くだらぬじ記者の質問にはさらりと答へ、的を射た

三国無死一塁、清宮は右中間に2点本塁打を放つ（8月15日、対東海大甲府戦）